

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

平成28年10月

鳥取県人事委員会



平成28年10月6日

鳥取県議会議長 齊木正一 様
鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 上田博久

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に
ついて

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告しま
す。

ついては、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況	1
2	民間事業所従業員の給与の状況	2
3	国家公務員の給与の状況	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況	5
5	生計費	5
6	その他の事情	5
7	職員の給与に関する勧告に当たっての考え方	6

別紙第2 職員の給与に関する勧告

11

別紙第3 人事管理に関する報告

1	仕事と家庭生活の両立支援	48
2	時間外勤務の縮減対策	49
3	労働災害の防止	51
4	職員の健康保持	52
5	良好で働きやすい職場環境の確保	54
6	高齢期の雇用問題	55
7	非常勤職員等の勤務条件	56
8	障がい者の雇用	56
9	能力・実績に基づく人事管理の推進	57

参考資料

- 1 職員給与関係資料
- 2 民間給与関係資料
- 3 生計費関係資料
- 4 労働経済関係資料
- 5 人事院勧告・報告関係資料

別紙第 1

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条第1項に、社会一般の情勢に適応するように随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が掲げられている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第24条第2項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年4月1日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受けている職員数は10,091人であった。平均年齢は、本年は昨年比で0.1歳高い43.6歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の6種9給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年4月における給与の支給状況等は、表1のとおりである。（参考資料第1表から第3表まで）

表1 給与の支給状況等（本年4月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		10,091人	3,148人
平 均 年 齢		43.6歳	43.3歳
平 均 経 験 年 数		21.3年	21.4年
平均給与月額	給 料	346,238円	314,669円
	扶 養 手 当	8,961円	9,162円
	地 域 手 当	496円	774円
	住 居 手 当	4,908円	5,698円
	そ の 他 の 手 当	10,415円	9,017円
	合 計	371,018円	339,320円

- (注) 1 給料には、平成27年切替えに伴う経過措置額及び教職調整額を含む。
2 再任用職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

(1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の216事業所のうち、135事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、93.3%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものである。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合は35.5%と昨年(35.6%)とほぼ同様の状況となっており、ベースダウンとした事業所は3年連続でなかった。(参考資料第18表)

表2 給与改定の実施状況の推移

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ベースアップ実施	21.6%	18.2%	29.3%	35.6%	35.5%
ベースアップ中止	17.1%	17.5%	16.5%	10.1%	11.4%
ベースダウン	1.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は88.9%と大幅に増加した昨年(86.1%)と比べてさらに増加しており、3年連続の増加となっている。(参考資料第19表)

表2-2 定期昇給の実施状況の推移

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
定期昇給実施	79.0%	74.6%	77.8%	86.1%	88.9%
昇給額の増	26.9%	16.2%	22.5%	23.5%	22.9%
昇給額の減	15.1%	17.6%	6.5%	7.9%	9.9%
変化なし	37.0%	40.9%	48.8%	54.7%	56.1%
定期昇給中止	5.5%	4.2%	2.1%	0.9%	2.6%

(注) 1 係員における状況である。
2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種のもの4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

なお、比較のための調査対象事業所については、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能なこと、同一企業においては、一般的に、当該企業に勤務する従業員の給与について、当該従業員が勤務する事業所の規模による差を設けていないと考えられることなどから、引き続き国や他の都道府県等と同様、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所を対象とすることが適当である。

イ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表3のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を3,687円(1.07%)上回る結果となった。(参考資料第17表)

表3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月 例 給 (平成28年4月分)	348,654円	344,967円	3,687円 (1.07%)

- (注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者を、職員は更に県外事務所に勤務する者を除いている。
- 2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な3,053人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表4のとおり所定内給与月額との4.02月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.10月分を0.08月分下回る結果となった。(参考資料第23表)

表4 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
特 別 給 (平成27年8月～28年7月)	4.02月分	4.10月分	△0.08月分

3 国家公務員の給与の状況

(1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った平成28年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表5のとおりである。

表5 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(一)適用職員
職 員 数		253,624人	140,786人
平 均 年 齢		43.3歳	43.6歳
平 均 経 験 年 数		21.7年	22.0年
平均給与月額	俸 給	341,323円	331,816円
	扶 養 手 当	11,409円	11,387円
	俸給の特別調整額	11,657円	12,316円
	地 域 手 当 等	40,909円	41,583円
	住 居 手 当	5,058円	5,471円
	その他の手当	7,038円	8,411円
	合 計	417,394円	410,984円

(注) 1 俸給には、俸給の調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額及び差額基本手当を含む。
2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額

を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は 91.8となっている。

表6 国公ラスパイレス指数

年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
国公ラスパイレス指数	94.0	101.2 (93.6)	99.1 (91.6)	91.8	91.8

(注) 平成24年及び平成25年の欄中()内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の国家公務員給与と比較した参考値である。

(3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約53,400の民間事業所のうちから、無作為抽出した約11,700の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を708円(0.17%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数についても国家公務員が民間事業所従業員を0.12月分下回っていることが判明したとして、本年8月8日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである。(参考資料5)

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況をみると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表7のとおりである。(参考資料第29表)

表7 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	88,470円	131,620円	148,860円	165,990円	183,170円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所

得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。(注1)

最近の本県の経済状況をみると、雇用面では、有効求人倍率、新規有効求人倍率ともに高水準の推移をしており、所定外労働時間も、全産業・製造業ともに前年同月比プラスが続いている。景気の基調としては、一部に弱さが見られるも、持ち直しの動きにある。(注2)

(注) 1 出典：内閣府 平成28年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県地域振興部統計課 平成28年10月 「鳥取県の経済動向」

7 職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

(1) 給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきた。この結果、近年の公民較差の解消を目的とした月例給の改定等を通じて、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、全国で最も低い水準となっているところである。

本年の職種別民間給与実態調査によると、前記2(2)イ(ア)のとおり本年4月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を3,687円(1.07%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、初任給について民間との間に差があることを踏まえ、俸給表について初任給を含む若年層を中心に改定することとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性などを勘案し、国の制度を基本としていること、本県における初任給の状況は概ね国と同様であることなどから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

イ 特別給

特別給については、前記2(2)イ(イ)のとおり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を0.08月分上回っていたことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き下げる必要がある。

本年の人事院勧告においては、支給月数の引上げに当たって、民間の

特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当の支給月数を引上げ、特別給に占める勤勉手当の割合を高めることとされている。本県における支給月数の引下げに当たっては、国及び他の地方公共団体の特別給に占める勤勉手当の支給割合の動向並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等を踏まえ、期末手当を引き下げることが適当であると判断した。

ウ 実施時期

本委員会では、平成21年の職員の給与に関する報告において、月例給の減額改定に際して国や他の地方公共団体で講じられている、その年の4月から改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するための調整措置（以下「減額改定調整措置」という。）については不利益遡及と同様の措置ではないかとの懸念もぬぐいきれないとして、月例給の改定については増額、減額に関わらず実施時期を翌年1月1日として整理した。以後、その整理に基づき勧告を行ってきており、昨年は、増額改定を勧告した国や他の都道府県のすべてが実施時期をその年の4月1日とした一方、本県のみ翌年1月1日実施の勧告であった。

平成21年の整理後も、国や他の相当数の地方公共団体においては、月例給の減額改定に当たって、減額改定調整措置が講じられてきたところであり、現在では、公務における減額改定調整措置は定着してきたと考えられる。

このため、公民較差を踏まえた月例給の改定にかかる実施時期については、地方公務員法に定める情勢適応の原則等を踏まえ、今後、減額改定の場合には国や他の地方公共団体と同様に減額改定調整措置を講じることを前提として、その年の4月1日とすることが適当と判断した。

特別給の改定にかかる実施時期については、年間の支給月数について民間における特別給の年間の支給月数との較差を適切に反映する観点から、引き続き、その年の12月支給分からとすることが適当である。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準を平均1.1%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 管理職手当

給料表の改定状況に準じた改定を行う。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、国に準じた改定を行う。

(ウ) 期末手当・勤勉手当

昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き下げ、4.00月分とする。支給月数の引下げに当たっては、期末手当を0.1月分引き下げることとし、本年度については、12月期の期末手当から引き下げ、平成29年度以降については、期末手当の年間支給月数を2.43月分(特定幹部職員にあっては2.03月分)とする。

また、再任用職員、任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げる。

ウ 実施時期

改定は、平成28年4月1日から実施する。ただし、期末手当の改定については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施する。

(3) 扶養手当の見直し

本年の人事院勧告においては、民間企業における配偶者に係る家族手当について、支給する事業所割合が減少する傾向にあることや見直しの動きが見られること、公務においても配偶者を扶養親族とする職員割合が減少する傾向にあることなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げることでされている。また、併せて、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることを踏まえ、配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うことでされている。

さらに、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨等に鑑み、一定以上の給与水準にある行政職俸給表(一)8級、9級及び10級並びにこれらに相当する職務の級の職員について、子以外の扶養親族に係る扶養手当の一部又は全額を支給しないこととされている。

本県の扶養手当の制度は国に準じていることや、民間事業所及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化や子育て支援の必要性といった点については、国と同様であることなどを踏まえれば、国に準じて扶養

手当の見直しを行うことが適当であると判断した。

配偶者に係る手当額の引下げについては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとする。各年度における具体的な手当額は、別表のとおりである。

(4) 給与勧告実施の要請

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところであるが、このような中にあっても、職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。

県議会及び知事におかれては、人事委員会制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下	10,500	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	10,500	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	10,500	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	6,700	7,900	7,900	7,900
父母等	行政職給料表 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

別紙第2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講ずることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

(イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

イ 期末手当

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.26月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.68月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.06月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.58月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.145月分及び1.285月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.62月分及び0.685月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.945月分及び1.085月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.52

月分及び0.585月分とすること。

ウ 扶養手当

- (ア) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき7,900円とすること。
- (イ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

（平成28年12月期以降の支給割合）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.52月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

（平成28年12月期以降の支給割合）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.52月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)及び3の(2)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)及びウについては平成29年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「7,900円」とあるのは「6,700円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200		
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900		
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600		
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400		
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		

53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				

	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200	349,600						
	115		300,500	350,000						
	116		300,900	350,300						
	117		301,100	350,700						
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額に、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	

53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300	
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600	
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800	
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700		
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000		
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200		
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400		
86	290,900	312,100	338,800	379,100		422,700		
87	292,000	313,400	340,300	379,600		423,000		
88	293,200	314,900	341,800	380,200		423,200		
89	294,300	316,400	343,100	380,800		423,400		
90	295,500	317,900	344,300	381,400		423,700		
91	296,600	319,300	345,600	382,000		424,000		
92	297,800	320,800	346,900	382,600		424,200		
93	298,500	322,100	348,300	382,900		424,400		
94	299,800	323,400	349,800	383,400				
95	300,900	324,800	351,300	384,000				
96	302,200	326,100	352,800	384,500				
97	303,300	327,300	354,100	384,900				
98	304,500	328,600	355,300	385,300				
99	305,700	329,900	356,400	385,900				
100	306,900	331,200	357,600	386,400				
101	308,100	332,600	358,700	386,800				
102	309,100	333,500	359,800	387,300				
103	310,200	334,600	360,900	387,900				
104	311,200	335,800	362,100	388,400				
105	312,000	336,900	363,300	388,700				
106	312,600	338,000	363,800	389,100				
107	313,200	339,000	364,400	389,600				
108	313,900	340,100	365,000	389,900				

109	314,400	341,300	365,600	390,200						
110	314,900	342,300	366,100	390,700						
111	315,400	343,300	366,600	391,200						
112	316,000	344,200	367,100	391,700						
113	316,800	345,100	367,500	392,000						
114	317,500	346,000	367,900	392,500						
115	318,200	347,000	368,500	393,000						
116	318,900	348,000	369,000	393,500						
117	319,500	349,000	369,400	393,800						
118	320,300	349,500	369,900	394,300						
119	321,000	350,100	370,500	394,800						
120	321,800	350,700	371,000	395,300						
121	322,400	351,000	371,100	395,700						
122	322,700	351,400	371,700	396,200						
123	323,200	351,900	372,200	396,600						
124	323,700	352,300	372,600	397,100						
125	324,000	352,700	373,100	397,500						
126		353,100	373,600							
127		353,600	374,100							
128		354,000	374,600							
129		354,400	374,900							
130		354,800	375,400							
131		355,200	375,900							
132		355,600	376,400							
133		355,800	376,700							
134		356,300	377,200							
135		356,700	377,600							
136		357,000	378,000							
137		357,300	378,300							
138		357,700	378,800							
139		358,200	379,300							
140		358,700	379,800							
141		359,000	380,100							
142		359,500	380,600							
143		360,000	381,100							
144		360,500	381,600							
145		360,800	381,900							
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300	

45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300
48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	
61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	
68	266,600	345,900	397,000	442,000	
69	268,100	347,800	398,300	443,200	
70	269,500	349,700	399,600	444,400	
71	270,900	351,800	401,000	445,600	
72	272,300	353,800	402,300	446,800	
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100	450,600	
79	281,200	366,400	411,400	451,100	
80	282,400	368,000	412,800	451,600	
81	283,500	369,500	414,100	452,100	
82	284,700	371,000	415,300	452,700	
83	285,900	372,500	416,300	453,200	
84	287,100	373,900	417,500	453,700	
85	288,300	375,000	418,700	454,200	
86	289,400	376,400	419,900	454,800	
87	290,500	377,800	421,100	455,300	
88	291,700	379,100	422,100	455,800	

89	292,900	380,400	423,200	456,300
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800		
111	313,500	403,600		
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,000		
114	315,000	405,700		
115	315,500	406,400		
116	316,000	407,100		
117	316,600	407,700		
118	317,100	408,200		
119	317,500	408,600		
120	318,000	409,000		
121	318,500	409,400		
122	318,900	409,700		
123	319,400	410,000		
124	319,900	410,200		
125	320,500	410,400		
126	320,800	410,700		
127	321,100	411,000		
128	321,400	411,200		
129	321,600	411,400		
130	321,900	411,700		
131	322,200	412,000		
132	322,500	412,200		

133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900				
139	324,200				
140	324,500				
141	324,700				
142	324,900				
143	325,200				
144	325,400				
145	325,700				
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900	

45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
50	242,400	279,500	364,600	386,500	
51	243,900	281,400	366,200	388,000	
52	245,100	283,400	367,800	389,400	
53	246,200	285,200	369,300	390,600	
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	
70	267,800	324,700	390,200	410,900	
71	269,300	326,900	391,300	412,100	
72	270,700	328,900	392,500	413,300	
73	271,800	331,000	393,500	413,900	
74	273,000	333,100	394,600	414,700	
75	274,300	335,300	395,700	415,400	
76	275,500	337,500	396,800	415,900	
77	276,900	339,300	397,700	416,200	
78	278,000	341,200	398,600	416,600	
79	279,200	343,100	399,600	417,000	
80	280,400	344,900	400,600	417,400	
81	281,600	346,700	401,400	417,700	
82	282,500	348,500	402,200	418,100	
83	283,700	350,100	402,900	418,500	
84	284,900	351,900	403,700	418,800	
85	285,900	353,200	404,400	419,100	
86	286,800	354,800	405,200	419,500	
87	287,700	356,300	405,900	419,900	
88	288,700	357,800	406,600	420,200	

89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		

133			398,100			
134			398,400			
135			398,700			
136			399,000			
137			399,300			
138			399,600			
139			399,900			
140			400,200			
141			400,500			
142			400,800			
143			401,100			
144			401,400			
145			401,600			
146			401,900			
147			402,200			
148			402,400			
149			402,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100	

45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	365,000	409,800	499,300
47	224,700	288,000	367,200	411,400	500,900
48	226,500	289,200	369,800	413,000	502,400
49	228,200	290,600	371,800	414,300	504,100
50	230,000	293,000	372,800	415,700	505,500
51	231,700	295,300	373,700	417,200	506,900
52	233,400	297,800	374,700	418,600	508,400
53	234,900	300,000	375,500	420,000	509,500
54	236,700	302,300	377,000	421,400	510,700
55	238,400	304,400	378,300	422,800	511,900
56	240,000	306,600	379,900	424,200	513,100
57	241,400	308,700	380,800	425,300	514,000
58	242,600	310,800	381,400	426,600	515,000
59	243,600	312,900	382,200	428,000	516,000
60	244,700	315,000	383,000	429,300	517,000
61	245,800	316,800	383,800	430,100	518,100
62	246,900	318,900	384,400	431,000	519,000
63	247,800	321,100	385,100	432,000	519,700
64	248,900	323,000	385,800	432,900	520,400
65	250,100	325,000	386,500	433,800	521,200
66	251,200	327,300	387,200	434,600	
67	252,300	328,800	387,800	435,200	
68	253,200	329,300	388,400	436,000	
69	254,100	329,600	389,100	436,400	
70	255,500	330,100	389,800	437,000	
71	257,000	330,600	390,400	437,500	
72	258,400	331,100	391,000	438,000	
73	259,800	331,400	391,600	438,500	
74	261,200	331,800	392,200	439,100	
75	262,600	332,300	392,800	439,600	
76	263,700	332,800	393,400	440,100	
77	264,800	333,300	394,000	440,600	
78	266,000	333,800	394,500	441,200	
79	267,300	334,300	395,000	441,700	
80	268,400	334,800	395,500	442,200	
81	269,800	335,300	396,200	442,700	
82	271,100	335,800	396,600		
83	272,400	336,300	397,100		
84	273,600	336,800	397,700		
85	274,700	337,300	398,400		
86	275,800	337,700	398,700		
87	277,100	338,200	399,200		
88	278,300	338,600	399,800		

89	279,300	339,100	400,500
90	280,500	339,500	400,800
91	281,600	340,000	401,300
92	282,800	340,400	401,900
93	283,800	340,900	402,600
94	284,800	341,300	402,900
95	285,800	341,800	403,100
96	286,800	342,200	403,400
97	287,300	342,700	403,800
98	288,200	343,100	404,100
99	288,900	343,500	404,200
100	289,800	343,900	404,400
101	290,700	344,300	404,700
102	291,400	344,500	
103	292,100	344,700	
104	292,800	344,900	
105	293,500	345,100	
106	294,000	345,300	
107	294,500	345,500	
108	295,000	345,700	
109	295,200	345,900	
110	295,600	346,100	
111	295,900	346,300	
112	296,200	346,500	
113	296,500	346,700	
114	296,800	346,900	
115	297,100	347,100	
116	297,400	347,300	
117	297,700	347,500	
118	298,100	347,700	
119	298,400	347,900	
120	298,800	348,100	
121	299,100	348,300	
122	299,300		
123	299,500		
124	299,700		
125	299,800		
126	300,000		
127	300,200		
128	300,400		
129	300,500		
130	300,700		
131	300,900		
132	301,100		

	133	301,200				
	134	301,400				
	135	301,600				
	136	301,800				
	137	301,900				
	138	302,100				
	139	302,300				
	140	302,500				
	141	302,600				
	142	302,800				
	143	303,000				
	144	303,200				
	145	303,300				
	146	303,500				
	147	303,700				
	148	303,900				
	149	304,000				
	150	304,200				
	151	304,400				
	152	304,600				
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900

41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	
55	385,600	459,000	510,700	
56	386,500	460,200	512,000	
57	387,400	461,400	513,000	
58	388,300	462,400	513,800	
59	389,100	463,400	514,600	
60	389,900	464,400	515,400	
61	390,600	465,200	516,300	
62	391,100	465,900	517,100	
63	391,500	466,600	518,000	
64	392,000	467,300	518,800	
65	392,300	468,000	519,700	
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200		
83		478,700		
84		479,200		

	85		479,600		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200

41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		

	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600	352,900			
	107			331,000	353,300			
	108			331,200	353,700			
	109			331,400	354,200			
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
	114			333,200				
	115			333,600				
	116			334,000				
	117			334,200				
	118			334,600				
	119			335,000				
	120			335,400				
	121			335,600				
	122			336,000				
	123			336,400				
	124			336,800				
	125			337,000				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900

45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		

93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500	362,300		
127	297,000	327,900	362,800		
128	297,400	328,100	363,300		
129	297,600	328,200	363,600		
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			

141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100	337,200					
155	305,300	337,600					
156	305,600	338,000					
157	305,900	338,300					
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	149,200	222,900	267,700	316,700	353,700
	2	150,500	224,600	269,500	318,700	356,000
	3	151,800	226,100	271,300	320,800	358,200
	4	153,100	227,500	273,100	322,900	360,700
	5	154,200	228,800	274,400	325,100	362,900
	6	155,700	230,500	276,300	327,000	366,000
	7	157,300	232,200	278,100	328,600	369,200
	8	158,800	233,900	279,900	330,300	372,100
	9	160,100	235,400	281,400	331,900	375,000
	10	161,600	237,100	283,900	334,200	378,100
	11	163,100	238,900	286,100	336,500	381,200
	12	164,700	240,600	288,300	339,000	384,200
	13	166,100	242,200	290,900	341,100	387,100
	14	167,800	244,000	293,500	343,400	389,800
	15	169,500	245,800	295,700	345,700	392,600
	16	171,200	247,500	298,100	348,100	395,300
	17	172,800	249,200	300,400	350,500	398,100
	18	174,800	251,100	302,600	353,000	400,100
	19	176,700	253,000	304,800	355,400	402,100
	20	178,600	254,600	306,900	357,800	404,200
	21	180,300	256,200	308,900	360,200	405,900
	22	182,100	257,600	310,100	362,600	407,800
	23	183,900	259,100	311,200	364,800	409,700
	24	185,700	260,800	312,400	367,100	411,700
	25	188,800	262,400	313,700	369,400	413,300
	26	191,000	264,300	315,300	371,800	414,900
	27	193,200	266,000	316,800	374,200	416,700
	28	195,400	267,600	318,400	376,500	418,400
	29	197,500	268,800	319,700	378,600	419,500
	30	199,400	270,600	321,300	380,700	421,100
	31	201,300	272,200	322,900	382,900	422,600
	32	203,200	273,800	324,600	385,000	424,200
	33	205,000	275,300	326,200	386,900	425,800
	34	206,600	276,700	327,800	388,600	427,100
	35	208,200	278,200	329,100	390,300	428,400
	36	209,800	279,600	330,600	392,100	429,600
	37	211,400	281,000	332,100	393,800	430,800
	38	213,000	282,300	333,700	395,200	431,800
	39	214,400	283,500	335,300	396,700	432,800
	40	215,900	284,800	336,700	398,200	433,800

41	217,100	286,400	338,200	398,900	434,200
42	218,500	287,700	339,600	400,200	434,800
43	219,900	289,000	341,100	401,400	435,500
44	221,200	290,300	342,600	402,800	436,200
45	222,200	291,800	344,000	404,200	436,800
46	223,600	293,100	345,400	405,600	437,100
47	225,000	294,400	346,800	407,000	437,700
48	226,400	295,700	348,200	408,300	438,300
49	227,700	296,700	349,300	409,600	438,700
50	229,000	297,900	350,700	410,500	439,400
51	230,400	298,900	352,100	411,400	440,100
52	231,800	300,200	353,500	412,300	440,800
53	233,100	301,500	354,900	412,500	441,400
54	234,600	302,600	356,300	412,900	442,100
55	236,000	303,600	357,600	413,400	442,800
56	237,300	304,500	359,000	413,900	443,400
57	238,400	305,600	359,800	414,300	443,800
58	239,300	306,600	361,000	414,500	444,500
59	240,000	307,700	362,100	415,100	445,200
60	241,100	308,700	363,400	415,600	445,900
61	241,800	309,700	364,500	416,000	446,300
62	243,100	310,600	365,100	416,600	446,600
63	244,200	311,700	365,600	417,200	446,900
64	245,400	312,700	366,200	417,800	447,200
65	246,200	313,500	366,600	418,400	447,400
66	247,500	314,400	367,100	419,000	447,700
67	248,700	315,200	367,600	419,500	448,000
68	250,200	316,100	368,100	420,100	448,300
69	251,200	317,000	368,300	420,700	448,500
70	252,600	317,700	368,600	421,200	448,800
71	253,900	318,300	369,000	421,800	449,100
72	255,100	319,000	369,300	422,400	449,300
73	256,300	319,300	369,800	422,900	449,500
74	257,700	319,800	370,000	423,500	
75	259,100	320,300	370,500	424,000	
76	260,500	320,700	371,000	424,600	
77	261,500	321,200	371,400	425,100	
78	262,900	321,700	371,900	425,700	
79	264,100	322,300	372,400	426,400	
80	265,300	322,900	372,900	427,000	
81	266,400	323,500	373,400	427,300	
82	267,700	323,900	373,800	427,900	
83	268,900	324,200	374,300	428,600	
84	270,200	324,500	374,800	429,200	

85	271,200	324,700	375,200	429,600
86	272,400	325,000	375,700	430,100
87	273,400	325,200	376,100	430,800
88	274,700	325,500	376,600	431,500
89	276,000	325,800	377,100	431,700
90	277,200	326,100	377,600	
91	278,400	326,300	378,100	
92	279,300	326,600	378,600	
93	280,300	326,800	378,900	
94	281,200	327,000	379,300	
95	282,100	327,400	379,800	
96	283,000	327,800	380,200	
97	283,900	328,000	380,700	
98	284,600	328,300	381,000	
99	285,200	328,700	381,500	
100	285,800	329,100	381,900	
101	286,300	329,200	382,500	
102	286,900	329,400		
103	287,500	329,600		
104	288,000	329,900		
105	288,600	330,200		
106	289,200	330,500		
107	289,700	330,700		
108	290,300	331,000		
109	290,700	331,300		
110	291,000	331,600		
111	291,400	331,900		
112	291,800	332,200		
113	292,000	332,400		
114	292,400			
115	292,800			
116	293,100			
117	293,300			
118	293,700			
119	294,100			
120	294,500			
121	294,700			
122	294,900			
123	295,100			
124	295,400			
125	295,800			
126	296,100			
127	296,300			
128	296,500			
129	296,800			

再任用職員		228,800	230,800	278,900	319,600	348,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別記第2

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000
備考	この表の額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000
備考	この表の額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別記第3

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000
備考	この表の額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援

社会を取り巻く状況の変化に伴い、進展する少子高齢化への対応やさらなる女性活躍推進の取組が求められる中、子育てや家族等の介護を行う職員が安心して仕事ができる環境の整備や働き方の見直しは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも、重要な取組である。

本県では、従来から、国、他の都道府県の状況等を踏まえながら仕事と家庭生活の両立支援にかかる制度の充実整備を図ってきており、本年度からは、新たにフレックスタイム、子育て部分休暇、高齢者部分休業の制度が導入されたほか、既に知事部局や教育委員会事務局で運用されている特例勤務制度について警察本部でも運用が始まり、学校現場では試行が始まるなど、職員の事情に応じた働き方の選択肢がさらに広がっている。

職員の仕事と家庭生活の両立支援においては、こうした制度の整備に加え、職員が円滑に制度を利用できるような環境整備も重要である。各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき策定した特定事業主行動計画（以下「次世代法行動計画」という。）により取組を推進しており、これまでの制度周知や意識啓発等の利用促進に向けた取組によって、育児休業、部分休業、子の看護休暇等子育て支援のための制度の利用が年々定着してきていることがうかがえるが、一方で、女性職員の育児休業取得率が100パーセントであるのに対し、男性職員の育児休業取得率については数パーセントの水準にとどまっている。

子育てや家族等の介護を行う職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事ができるようにするためには、家庭における男女の役割分担に関する意識の变革や性差を意識しない働き方への变革も重要な要素であり、各任命権者では女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づき策定した特定事業主行動計画について次世代法行動計画と一体的な運用を図るなど、男性職員の育児や介護と仕事との両立支援制度活用が進むよう取り組むことが大切である。

本年、育児や介護と仕事の両立支援がしやすい就業環境の整備等を目的として民間労働法制が改正され、来年1月から施行されることを踏まえ、人事院においては、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護のために勤務時間の一部を勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認できるよう措置すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすることについて勧告等を行ったほか、介護休暇等介護との両立支援制度の対象となる家族の同居要件の見直し及び介護を行う職員の

超過勤務の免除等についても所要の措置を講ずるなど、民間労働法制の改正内容に即した見直しを行うこととしている。また、これに併せて、職員の給与の取扱いについて、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにするとともに、介護休暇・育児休業等についても同様に取扱うこととしている。

本県においても、働きながら育児や介護がしやすい環境整備の必要性は民間や国と同様であることから、国に準じて制度を見直す必要がある。

< 育児休業の新規取得状況 >

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事部局	48(6)	61(2)	50(5)	56(7)
教育委員会	87(5)	125(6)	109(7)	103(6)
警察本部	11(0)	9(0)	14(0)	13(0)

(注) () 内は男性職員取得者数で内数である。

< 男性の育児休業取得率 >

単位：%

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事部局	8.3	3.9	4.9	6.8
教育委員会	6.0	7.2	3.9	3.2
警察本部	0	0	0	0

(注) 育児休業を取得可能な職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。

< 子の看護休暇の取得状況 >

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事部局	382(221)	397(220)	422(318)	436(243)
教育委員会	333(169)	329(168)	329(168)	341(162)
警察本部	46(20)	47(24)	73(48)	118(81)

(注) () 内は男性職員取得者数で内数である。

2 時間外勤務の縮減対策

仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率向上を図るという観点から、時間外勤務の縮減は重要な課題である。

時間外勤務の縮減について、知事部局においては、「元気な職場づくりプロジェクト」を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに業務の見直しやマネジメントの徹底を図る様々な取組がなされている。教育委員会においても、教員が子どもとじっくりと向き合い、心が通い合う教育を実践することを目的とした「教職員いきいき！プロジェクト」を実施し、教員の精神的・時間的ゆとりを生み出すため、学校カイゼン活動推進校を指定して校内におけるカイゼン活動に関する研修開催を支援したり、学校カイゼン活動の手引きを作成して学校に配布するなどの取組がなされている。警察本部においては、近年、他の任命権者における取組を参考としながら、時間外

勤務管理システムの導入など、厳正な勤務管理の徹底と職員の意識改革に向けた取組に力を入れており、職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が大きく減少している。

各任命権者は、引き続き各所属の時間外勤務の実態把握と要因分析に努め、民間企業や他の地方公共団体等の様々な取組も参考にしながら、個々の状況に即して、適宜改善のための指導・助言等を行うとともに、必要に応じ人事面での措置を講ずるなど継続して各所属の下支えをしていくことが重要であり、加えて、時間外勤務縮減の過程の中で、業務の見直しが進まないまま、数値目標達成のために職員に過度の負担が生ずるなどの悪影響が出ないように配慮していく必要がある。

各所属の管理職員にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、必要な指示を行うとともに、週休日や勤務時間の割振り変更等の制度を積極的かつ的確に活用するほか、職員の業務分担の変更による平準化、廃止を含めた業務の見直し及び効率化、職場のコミュニケーションの活性化等所属におけるマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要である。

また、時間外勤務の縮減のためには、勤務実態の正確な把握が不可欠である。ICカード職員証が既に導入されている職場においては、そのデータを活用して、出退勤時間の把握、時間外勤務の要因分析及び課題の解消など、現場の状況を適宜適切に把握した上で現在の取組を点検し、時間外勤務の縮減に向けた実効性を伴う具体的取組に繋げていくことが肝要である。ICカード職員証などの情報技術（以下、この項において、「システム」という。）を活用した客観的な出退勤管理又は勤務時間管理が行われていない職場においては、速やかにシステムを整備する必要があるとともに、システムが整備されるまでの間は、その他の方法により、勤務実態の正確な把握に努める必要がある。なお、ICカード職員証による出退勤時間管理の主目的は、任命権者や管理職員が職員の勤務時間を適正に把握・管理・記録することであり、その目的に鑑み、出退勤時間管理が適正に行われるよう配慮しなくてはならない。

本委員会としても、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、違反のあった所属に対しては必要な指導を行うなど、労働基準法の趣旨を踏まえた適切な時間外勤務縮減に引き続き取り組んでいく。

＜職員1人当たり年間時間外勤務時間数＞

単位：時間

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知 事 部 局	128	148	160	147	151
うち本 庁	136	182	198	204	210
地方機関	116	118	115	110	103
教 育 委 員 会	103	133	136	130	134
うち事務局	129	166	180	167	167
高等学校	56	81	71	78	90
特別支援学校	66	77	87	80	72
警 察 本 部	524	470	498	430	379
うち本 庁	542	475	461	377	342
本庁以外	513	467	520	462	401

(注) 1 知事部局及び教育委員会の平成23年度については東日本大震災関係分を除いた時間数である。

2 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。

3 労働災害の防止

本委員会は、各職場における労働安全に関する各種規制の遵守状況を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなどの取組を行っている。昨年度は労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）を114の職場に対して実施し、不備が見られた1の職場については文書により改善を促すなどの指導を行った。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条には「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」と規定されており、任命権者は労働災害の防止を図るに当たっては、単なる法令遵守にとどまらず、安全で快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組んでいかなければならない。その際、労働災害防止に係る職員の意識の啓発を図るとともに、衛生管理者による職場巡回により日頃から危険因子の発見や各種法令の遵守状況の確認に努めるなど、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。

なお、労働災害が発生した場合には、速やかにその原因を詳細に分析検討して、再び同種の災害が発生しないように具体的な対策を講じて、徹底する必要がある。

また、衛生委員会については、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、具体的な活動参画を促進する重要な機会となることから、これまでも法的義務の有無にかかわらず設置、開催することが望ましい旨言及してきたところである。既に、各任命権者においては、法的義務の有無にかかわらず衛生委員会又はこれに準ずる会議の開催に取り組まれているところ

であるが、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第23条において衛生委員会は「毎月一回以上開催するようにしなければならない。」と規定されていること、また同規則第23条の2において「委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。」と規定されていること等を踏まえ、今後とも、より一層積極的な取組が広がることを期待する。

4 職員の健康保持

職員の健康保持は、職員やその家族にとって重要なことであることはもちろんのこと、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも極めて重要な課題であり、各任命権者は、職員の心身にわたる健康の保持に努める必要がある。

そのためには、まず、健康障害を未然に防止することが重要であり、ICカード職員証等を活用した適切な勤務時間管理や相談しやすい職場づくり、長時間労働による健康障害や心の健康に関する職員の意識啓発等の取組を推進することが大切である。

学校現場においては、公立学校の教員について、労働基準法第37条の時間外労働における割増賃金の規定の適用が除外されているものの、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制は適用されていること、平成13年に厚生労働省が策定した「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」は公立学校にも適用され、始業、終業時刻を確認し記録することなどが求められること、労働安全衛生法により義務づけられている長時間労働を行う者への医師による面接指導を実施する上でも労働時間の適正な把握は必要であること、などを踏まえながら校長等がリーダーシップを十分に発揮し、適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

週40時間を超えて労働させた場合に、その超えた時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められ、申出を行った職員に対しては、労働安全衛生法第66条の8その他の規定により、医師による面接指導が事業主及び労働者双方へ義務付けられているものであるから、確実に実施されなければならない。また、長時間にわたる過重労働による健康障害の防止という趣旨に照らし、労働安全衛生法等の関係規定で定める対象者に止まらず、正規の勤務時間外における勤務が月80時間を超える職員などについても必要に応じて医師による面接指導を実施するよう努める必要がある。

なお、医師の面接指導等を実施した場合には、必要に応じて事後措置や改善策を講じていくことが肝要である。

このほか、長時間労働が常態化している職場にあっては、管理職員が長時間労働の是正に向けた強い取組姿勢を持ち、例えば、衛生委員会の場等を活用するなどして、把握した労働時間のデータ等をもとに長時間労働の要因分

析や課題の解消に向けた業務改善などの取組を検討し、着実に実施していくことが重要である。また、長時間労働は組織運営の問題であることから、任命権者においては、組織全体として業務量削減・合理化などに取り組むことが大切である。

メンタルヘルスに関し、長期療養者に占める精神疾患の割合は総じて高く、メンタルヘルス対策の取組は欠くことができない。

各任命権者においては、職員の健康保持を重要課題ととらえて未然予防から再発予防まで体系的な職員のメンタルヘルス対策が行われており、メンタルヘルス等に関連した各職場への出前講座の実施、専任の相談員による心の健康相談の実施などの取組が進められている。

心の健康の保持増進のためには、ストレスの状態に職員自らが早期に気づき、これに対処していくことが重要であるが、ストレスの内容、程度によっては、職員個人の力では対処できないものもあることから、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が求められる。このため、昨年12月から、改正労働安全衛生法により従業員数50人以上の事業場に実施が義務づけられたストレスチェックなどを有効に活用し、過重なストレスを感じている職員に対しては、周囲、特に管理職員が職員個人の状態を注意深く捉え、人事上の措置も含めて適時的確に最大限のサポートを行い、ストレスの軽減を図るなど、メンタルヘルスケアの充実に努めることが必要である。

また、各任命権者においては、心の健康についての誤解や偏見をなくすなど解決すべき問題が存在していることにも十分留意し、継続的に正しい知識の普及・啓発を図っていく必要がある。

このほか、長期の休職者に対しては、各任命権者が定めている職場復帰支援プログラムを着実に実施するとともに、職場復帰訓練などを行う際には、専門家による支援体制を充実し、訓練対象者の状況に合わせて柔軟な対応を行うなど休職者が安心して復帰できるよう、復職後の支援も含めた職場全体によるサポート体制の充実が重要である。

<時間外の勤務が1ヶ月に100時間を超えた職員の状況>

単位：延べ人

区 分	平成26年度	平成27年度
知 事 部 局	116	71
教 育 委 員 会	142	227
警 察 本 部	747	524

(注) 1 教育委員会については県費負担教職員を含まない。

2 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務等に従事した時間数が100時間を超えた教員の数を含む。

<在職死亡者及び長期療養者の状況>

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
知事局	在職死亡者	2	2	4	2
	長期療養者	60(2.1%)	73(2.6%)	64(2.3%)	65(2.3%)
	うち精神疾患	41(1.4%)	34(1.2%)	39(1.4%)	38(1.4%)
教育委員会	在職死亡者	5	3	4	4
	長期療養者	98(1.6%)	112(1.9%)	118(2.0%)	108(1.8%)
	うち精神疾患	54(0.9%)	68(1.1%)	55(0.9%)	62(1.1%)
警察本部	在職死亡者	1	3	0	0
	長期療養者	19(1.3%)	29(2.0%)	29(2.0%)	27(1.8%)
	うち精神疾患	8(0.6%)	13(0.9%)	13(0.9%)	12(0.8%)

(注) 1 長期療養者数は病気等による休業期間が通算30日以上ある者である。

2 () 内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

<健康相談件数の状況>

単位：件

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
知事局	1,446	980	818	1,643
うちメンタルヘルス相談	939(64.9%)	440(44.9%)	278(34.0%)	1,280(77.9%)
教育委員会	281	374	482	451
うちメンタルヘルス相談	247(87.9%)	363(97.1%)	429(89.0%)	332(73.6%)
警察本部	624	737	599	806
うちメンタルヘルス相談	70(11.2%)	81(11.0%)	100(16.7%)	132(16.4%)

(注) 1 知事局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

2 () 内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

5 良好で働きやすい職場環境の確保

良好で働きやすい職場環境の確保は、職場全体の士気や業務効率等の観点から、本県においても重要な課題である。

各任命権者においては、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止に向けた要綱等が策定され、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられているほか、職員研修にもハラスメントに関するものを取り入れるなど、防止、解消に向けた取組が進められている。

本年、男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)等が改正され、来年1月より、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由として、上司・同僚等による不適切な言動等の就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなった。また、男女雇用機会均等法に基づき厚生労働省が示しているいわゆるセクハラ指針において、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクハラに当たり許されないことが明記された。

このような状況を踏まえ、各任命権者においては、必要な要綱等の見直しや、職場全員がハラスメントに対する理解を一層深めることができるよう研

修等を充実するとともに、ハラスメントが潜在化しないよう実態や課題をより客観的かつ公正・的確に把握し、また、一層適切な対応が講じられるよう必要な防止、さらには対策のためのハラスメント防止委員会の設置など体制づくりのほか、実効性のある取組を行うよう、引き続き改善、充実に努めていく必要がある。

特に、管理職員にあつては、職場内の人間関係に気を配るとともに、自ら言動が職場環境や雰囲気左右し、職員に大きな影響を及ぼす要因となり得ることを自覚し、日頃から、自らも含めて職場全体のコミュニケーションの円滑化を図り、職員が相互に信頼し認め合い、業務にやりがいを持って意欲的に取り組むことができるようにすることを念頭におきながら、職場環境を良好に保つよう努めることが重要である。

6 高齢期の雇用問題

公的年金支給開始年齢の65歳への段階的引き上げに伴い、雇用と年金の確実な接続は、官民を問わず大きな課題となっている中、国家公務員の雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、現行の再任用の仕組みにより、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員が希望する場合には、任命権者は再任用を行うこととされている。また、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則でも、政府は、平成28年度までに、人事院が平成23年9月に申し出た「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

一方、地方公務員については、平成25年3月の総務副大臣通知により、同閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずることとした上で、具体的には、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされたものの、今後、国家公務員に係る検討に併せて、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされている。

本県の平成27年度定年退職者のうち、県での再雇用を希望した者の割合は約3割、そのうちフルタイムでの再任用のみを希望した者の割合は約3割であった。各任命権者においては、定年退職者のうち県での任用を希望する者について、再任用又は非常勤の職員として再雇用に努めているところであるが、同通知の趣旨を踏まえ、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、さらに、国の動向を注視しながら、今後の退職から年金支給開始までの期間の長期化に伴う再任用希望者の増加を見据えて雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

本年の人事院の給与報告においては、再任用職員の給与水準について、民

間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととするとされており、本委員会としても、引き続き国の動向を踏まえながら、再任用職員の適切な給与水準について検討していくこととする。

7 非常勤職員等の勤務条件

現在、公務においては、行財政改革を進める一方で、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、臨時的任用職員・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態を活用することが必要不可欠である。これらの職員については、その数が増加してきた中で、公務の担い手として欠くことのできない存在になっている。

臨時的任用職員・非常勤職員の任用に当たっては、これらの職員が予期しない不利益を被ったり、勤務条件についての紛争が生じたりしないよう、また、業務の円滑な遂行に資するよう、勤務条件を任用条件通知書等により適切に明示するとともに、その内容について十分な理解を得る必要がある。

また、これらの職員の任用方法や勤務条件については、引き続き、平成26年7月の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」で定められている任用・勤務条件についての趣旨を踏まえながら、国、他の地方公共団体や常勤職員との均衡を考慮し、社会情勢の変化等に対応した整備・改善を行っていくことが重要であり、このたびの民間労働法制の改正内容を踏まえ、介護休暇等の制度について常勤職員に準じて必要な見直しを行うことが適当である。

8 障がい者の雇用

障がい者の雇用については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が本年度から施行され、障がい者にとって利用しにくい制度等の社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供が義務づけられた。本県においては、既に昨年度から、職員採用試験において視力障がい者のための点字試験を実施しているほか、本年度からは従来 of 身体障がい者を対象とした採用試験に加え、知的障がい者や精神障がい者を対象とした採用試験も行っている。

各任命権者とも、法定雇用率を達成している状況ではあるが、引き続き障がい者雇用に係る取組について点検し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。

9 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の職務の級の位置付けや昇給など、給与等の処遇に直接関わる制度を適切に整備して運用することは、行政サービスの質の向上に必要な職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図る上で重要な意味を持っている。また、制度の運用に当たっては、職員の能力・実績を的確に評価し、これに基づき公正に処遇に反映していくことが重要であり、職員の人事配置及び昇任管理等について、職員の能力・適性に基づき公正に行うことが肝要になる。

本年4月に施行された改正地方公務員法において、人事評価制度が導入され、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが明記された。各任命権者においては、このことも踏まえながら、評価制度の検証や評価者の評価能力向上に向けた研修等の取組を継続的に進めるなど、制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、的確性・納得性を向上させていく必要がある。また、平成18年のいわゆる「わたり」の廃止により年功的な昇任管理から能力・実績に基づく任用制度へ移行した趣旨を踏まえながら、職員の能力・実績等を的確に把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。

一方、職員定数の削減が行われる中、限られた人的資源の下で公務能率の維持・向上を図るためには、例えば、育児や介護、病気等により現に働き方に制約がある職員や、これらのために一時的に職務から離れ、ある時期において必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、人事配置に当たって、本人の意向等を踏まえながら、幅広く業務経験を積むことができるよう配慮するなど、これまで以上に柔軟な人事管理も必要である。